

〈 高額療養費制度のご案内 〉

高額になる場合の入院費を**自己負担限度額**までのお支払いにできます！

※当院では、2021年10月1日以降、「限度額認定証」の提示は不要です。

～ 医療費の自己負担限度額は被保険者の所得区分に応じて決まります ～

直近1年間に高額療養費の支給が3ヶ月(3回)ある場合は、4ヶ月(4回)以降の自己負担限度額が、さらに軽減されます

【70歳以上の場合】

※1(90日以内)、※2(91日以上)

| 負担区分 | | 所得区分 | 外来(個人毎) | 外来+入院(世帯毎) | 食費(1食) |
|------|------|----------------------------|--|--------------------------------|--------------------|
| Ⅲ | 3割 | 年収約1160万円～の方 | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4回目以降の限度額【140,100円】 | | 460円 |
| ★Ⅱ | 3割 | 年収約770～1160万円の方 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4回目以降の限度額【93,000円】 | | |
| ★Ⅰ | 3割 | 年収約370～770万円の方 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降の限度額【44,000円】 | | |
| 一般 | 1・2割 | 年収約158～370万円の方 | 18,000円 (年間上限144,000円) | 57,600円 ※4回目以降の限度額【44,000円】 | |
| ★Ⅱ | 1・2割 | 住民税非課税世帯 | 8,000円 | 24,600円 | 210円 ※1 160円 ※2 |
| ★Ⅰ | 1・2割 | 住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下等) | | 15,000円 | 100円 |

【70歳未満の場合】

| 所得区分【70歳未満】 | | ひと月あたりの自己負担限度額 | 食費(1食) |
|-------------|---------------------------------------|--|------------------|
| ア | 年収約1,160万円以上の方 (標準報酬月額83万円以上の方) | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4回目以降の限度額【140,100円】 | 460円 |
| イ | 年収約770～1,160万円の方 (標準報酬月額53～83万円の方) | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4回目以降の限度額【93,000円】 | |
| ウ | 年収約370～770万円の方 (標準報酬月額28～52万円の方) | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※4回目以降の限度額【44,000円】 | |
| エ | 年収約370万円以下の方 (標準報酬月額27万円以下の方) | 57,600円 ※4回目以降の限度額【44,000円】 | |
| オ | 住民税非課税の方 | 35,400円 ※4回目以降の限度額【24,600円】 | 210円※1 160円※2 |

【ご注意ください】

- ・保険証の確認手続きは、入院時または**入院当月中**に行ってください。
- ・保険適用外の費用(食事・個室・レンタル代等)は、適用外となります。
- ・**月ごと**の計算になります。(入院した月の1日から末日までを1ヶ月単位として扱います)
- ・医療機関別、医科・歯科別、入院・外来別の計算になります。

※制度に関するお問い合わせは、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。
 ※他の病院や薬局を利用される場合、「限度額適用認定証」の提示が必要な場合があります。